

サイバー補償概要

第1条 (この補償の仕組みについて)

JP でんき安心サイバー補償（以下「本サービス」といいます。）はJP エネルギー株式会社（以下「弊社」といいます。）が運営するサービスであり、弊社が提供する電力サービスの需要家の方本人（以下「利用者」といいます。）がご利用いただけます。

第2条 (利用者ごとの補償対象期間)

利用者ごとの補償対象期間は、本サービス会員の入会日に始まり、本サービス会員契約終了日までとなります。

第3条 (支払用カード・個人情報不正使用補償金をお支払いする主な場合)

利用者が国内外で個人情報の不正使用（注1）又は支払用カード（注2）の不正使用（注3）の被害を受けることにより、金銭的損害（注4）を被った場合、支払用カード・個人情報不正使用補償金をお支払いします。

- （注1） 個人情報の不正使用とは、個人情報を取得した者が、取得した個人情報を利用者の財産権を侵害する目的で偽りその他不正な手段により金融取引等に使用することをいいます。
- （注2） 支払用カードとは、物品の購入ができるクレジットカード、預貯金口座から現金を引き出せるキャッシュカードおよび預貯金証書などをいい、電子マネー、プリペイドカードなどの前払式証票は除きます。
- （注3） 支払用カードの不正使用とは、支払用カードを不正に取得、偽造又は変造した者が、利用者の財産権を侵害する目的で偽りその他不正な手段によりその支払用カードを使用することをいいます。
- （注4） 支払用カードの会員規約等の定めにより、利用者に金銭的損害の負担義務がない場合を除きます。

主な事故の内容 補償可否

スキミングにより偽造されたクレジットカードで不正使用され、金銭的損害を被った。○補償します
クレジットカードが盗難され、その後キャッシングにより現金を引き出された。○補償します
インターネットでクレジットカード情報がフィッシングされ、金銭的損害を被った。○補償します
身分証明書が盗まれ、ローン契約を締結されてしまい金銭的損害を被った。○補償します
振り込め詐欺に遭い、犯人から指定された口座に現金を振り込んでしまった。×補償しません
ワンクリック詐欺に遭い、犯人から請求された金額を払い込んでしまった。×補償しません

※ 上記事故の内容のうち、支払用カードの会員規約等の定めにより、利用者に金銭的損害の負担義務がない場合は補償しません。

第4条 (お支払いする支払用カード・個人情報不正使用保険金の額(補償金額・支払限度額))

利用者が被った損害額とします。ただし、1回の事故につき20万円(自己負担額なし)、保険期間を通じて100万円を限度とします。

第5条 (支払用カード・個人情報不正使用保険金をお支払いできない主な場合)

補償金をお支払いできない主な場合”は次のとおりです。

- (1) 利用者又はこれらの者の親族又は法定代理人の故意又は重大な過失、又はこれらの者が行った犯罪行為又は不誠実行為
- (2) 利用者又はこれらの者の親族又は法定代理人があらかじめ知っていた、又は第三者と共謀して行った犯罪行為又は不誠実行為
- (3) 利用者の同居人、留守居人又は家事使用人又は利用者の居住する住宅への出入りが常時可能な者が行った犯罪行為又は不誠実行為
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- (5) 地震又は噴火又はこれらによる津波
- (6) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故
- (7) (4)から(6)までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (8) (6)に規定した以外の放射線照射又は放射能汚染
- (9) 次のいずれかに該当する事故

利用者相互間で発生した事故

上記以外の場合で、利用者とその父母、配偶者又は子の間で発生した事故

- (10) 利用者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又はシンナー等の影響を受けているおそれがある状態で発生した事故
- (11) 利用者に対する刑の執行
- (12) 差押え、収容、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使
- (13) 利用者の職務遂行のために現金を引き出したことに起因する事故
- (14) 利用者が被った身体的な傷病、障害、精神的ショック、精神的苦痛又は精神障害
- (15) 利用者が支払用カードの会員規約等に定められた義務を怠った場合の、その支払用カード不正使用又は個人情報不正使用
- (16) 支払用カードの受領代理人による、その支払用カード不正使用又は個人情報不正使用

第6条 (事故が起きた場合)

事故が発生した場合は、直ちに弊社にご連絡ください。万一、正当な理由がなく、これらの事故発生時の下記事項をお守りいただけない場合は、補償金を削減させていただくことがあります。

(1) 利用者は、補償金請求を行う可能性のある事故が発生した場合は、次の事項を遅滞なく弊社に通知しなければなりません。

- ① 不正使用事故発生の状況および被害の程度
- ② 支払用カードに関する情報および支払用カードの発行者との交渉状況
- ③ 不正に行われた金融取引に関する情報および金融取引の相手方との交渉状況など

(2) 利用者は、事故が発生したこと、支払用カード又は個人情報記載・記録された物の盗難又は紛失が発生したこと、又は個人情報を第三者が不正に取得したことを知った場合は、遅滞なくその事実を次のいずれかに該当する通知先に通知しなければなりません。

- ① 警察官
- ② 個人情報情報機関
- ③ 利用者が所有する支払用カードの発行者および金融取引の相手方

(3) 利用者は、支払用カード不正使用又は個人情報不正使用が発生したこと、又は支払用カード（注5）を盗難又は紛失し、又は偽造又は変造されたことを知った場合は、それらの事実を知った時（注6）から48時間以内にその事実を利用者が所有する支払用カードの発行者および金融取引の相手方に通知しなければなりません。

（注6） それらの事実を知った時に不正使用されていないものを含みます。

（注7） 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第7条（補償金お支払いの流れ）

事故発生のご連絡をいただいてから、補償金のお受け取りまでの一般的な流れは、以下の通りです。事故の内容、状況などにより手続きが異なることもありますので、ご不明な点につきましては弊社までお問合せください。弊社よりご案内いたします。

（Step 1）事故発生のご連絡

- ① 事故状況や被害の程度などについて、弊社までご連絡をお願いします。
- ② 必要に応じて、弊社と事故対応のお打合せをいたします。
- ③ 弊社より、補償金請求に必要な書類についてご案内します。

（Step 2）書類のご手配、ご提出

補償金請求書などへのご記入、補償金請求に必要な書類のご手配をいただき、弊社にご提出をお願いします。

弊社にて、ご請求内容の確認をいたします。

弊社にて、お支払いする補償金の額を算出し、保険金をお支払いします。

（Step 3）補償金のお受け取り

弊社より、お支払金額、お支払先などを書面でご案内しますので、ご確認をお願いします。

第8条 (補償金のご請求に必要な主な書類)

補償金請求時に必要な主な書類は、事故報告後、弊社より詳細をご案内いたしますのでご確認ください。

- ※ 上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途弊社本サービス約款に基づきます。詳しい内容のお問い合わせについては、下記の弊社お問合せ先にご連絡ください。弊社よりお客さまにお問い合わせのご回答をいたします。
- ※ 本サービスを適用された場合は、本サービス適用月から起算して12ヶ月間は本サービスを解約することはできません。
- ※ 万が一前項の期間以内に解約された場合、12ヶ月より本サービス適用月を含めた経過月数を減算した月数分を解除料として弊社が提供する電力サービスに合算請求させていただきます。
解除料 = (12ヶ月 - 経過月数) × 540円

【お問合せ先】

JP エネルギー株式会社

052-559-5490